

悪質ホストクラブ等に対する効果的な行政処分の実施について（通達）

令和7年6月4日

警察庁丁保発第105号

警察庁生活安全局保安課長から

警視庁生活安全部長及び各道府県警察本部長宛て

（参考送付先）警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）により新設された接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為への違反に対する行政処分を行うに当たっては、将来において更なる違法・悪質行為が行われることを未然に防止するために効果的と考えられる指示処分を的確に実施するなど、悪質ホストクラブ等に対する効果的な行政処分の実施に努めるよう示達したものである。